

## 令和2年2月18日臨時亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午後 3時30分  
閉会 午後 4時10分

### 2 出席委員

神 先 宏 彰	教育長
関 吉 廣	教育長職務代理者
江 口 昌 道	委員
北 村 真 也	委員
末 永 礼 子	委員
出 藏 裕 子	委員
福 嶋 百合子	委員

### 3 欠席委員

なし

### 4 出席事務局職員

片 山 久仁彦	教育部長
國 府 美 幸	次長兼総括指導主事
亀 井 鶴 子	教育総務課長
土 岐 泰 久	学校教育課長
伊豆田 晃 正	社会教育課長
山 崎 浩 久	社会教育課人権教育担当課長
松 永 潤 子	歴史文化財課副課長兼文化資料館副館長
平 田 米 蔵	学校給食センター所長
谷 仁 志	図書館長
海老原 睦	教育研究所長
卷 田 晃 宏	教育総務課総務係長

### 5 傍聴者

なし

### 6 議事の概要

#### (1) 開会

○教育長が開会を宣言。

## (2) 議 事

議案番号	件 名
第 2 1 号議案	児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

○第 2 1 号議案について教育部長が議案説明を行った。

第 2 1 号議案は、「児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則」をさらに一部改正するもので、元の「児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則」は、平成 3 0 年 6 月 2 6 日の臨時教育委員会で議決いただいた東輝・詳徳中学校ブロックの学校区の変更を行うものであり、令和 2 年 4 月 1 日に施行されるものである。

今回、亀岡駅北土地地区画整理事業で新たな住宅地ができるため、当該地域の学校区を定めて規則の一部改正を行うものである。これまで亀岡中学校ブロック協議会を平成 3 0 年度から 6 回及び令和 2 年 1 月 1 4 日には学校規模適正化地域別推進協議会を開催し御意見をいただいていた。

亀岡中学校ブロック協議会では、保津小学校の小規模特認校制度を導入することや亀岡地区の東部地域（上矢田町、中矢田町、下矢田町の一部、古世町の一部）の校区見直しについても協議いただいたところである。東部地域の校区見直しについては、過去の経過も踏まえ地域住民や保護者の意見をしっかり聴く必要があり時間もかかることであるが、東部地域の児童がつつじヶ丘小学校から亀岡小学校に校区変更した場合も想定しながら、亀岡駅北土地地区画整理事業地域の学校区については、主に次の 3 つの観点から検討してきた。

1 点目に駅北地域を一体としたまちづくり、2 点目に児童生徒数の推移から校舎の増築スペースについて、3 点目に通学路の距離、時間、安全性について、これらの観点から検討した亀岡小学校区及び城西小学校区のそれぞれの案を亀岡中学校ブロック協議会や学校規模適正化地域別推進協議会でお示しし、委員から御意見をいただく中で、次の理由から亀岡小学校区が適切ではないかと判断した。

- ・ 亀岡駅北地域だけでなく、駅南地域とも一体としたまちづくりが考えられていることから、駅南地域と同じ亀岡小学校区がよいこと。
- ・ 区域内の工事が遅れており、アンダーパスについては令和 2 年度の 2 学期以降しか通れないことから亀岡駅の自由通路を通る通学路を確認し、施設の安全面からは大きな問題がなく、保護者や地域の協力を得ることで一定の安全策が講じられること。また、自由通路を通る通学路にすると通学距離に差異は少ないこと。
- ・ 住宅販売の期間が延びており、児童数の推移を再度シミュレーションしたところ、元々の亀岡小学校の児童数減少もあり、教室数が不足する年は長くても 2 か年ぐらいとなり、その間は特別教室の転用等により対応が可

能であること。

以上のことから、亀岡駅北土地区画整理事業地域の学校区については、亀岡小学校区とする規則の一部改正を行おうとするものである。

○説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

出 藏 委 員 駅南も含めた一体的なまちづくりについては理解できる。児童数の推移、教室数の不足見込みについて再度説明いただきたい。

教育総務課長 工事が遅れていることで住宅販売期間も長くなると聞いている。児童数の推移を再度シミュレーションしたところ、推測ではあるが令和5・6年度ぐらいにそれぞれ1教室不足する見込みである。しかし、元々の亀岡小学校の児童数減少もあり、令和7年度になると教室不足も解消する見込みである。教室が不足する間は、特別教室の転用等により対応が可能であり、校舎を増築する必要まではないかと考えている。

江 口 委 員 子どものことを第一に考え、通学路の観点からは城西小学校区でもいいのではないかなと思うが、アンダーパスの工事が遅れるということもある。自由通路は検討を要すると考えるがどうか。  
また、亀岡小学校区になった場合、まだ地域に住まわれている方が少ない中で、子どもを見守るコミュニティの構築をどう作っていくのか、予想される取組があれば聞かせていただきたい。

学校教育課長 アンダーパス工事の遅れがあり、亀岡駅自由通路を通学路とする案を検討した。実際の通学時間帯に現地を確認したが、予想していたほどの混雑はなかった。通学時のルールを設けることで一定の安全対策はできると考えている。また、駅南側に降りたあとの信号箇所、交通量等も実際に確認をし、城西小学校と亀岡小学校に差異はないと考え、自由通路を通学路とすることは可能と判断をした。

また、ブロック協議会や地域別推進協議会でも御意見をいただいたが、保護者や地域住民にも呼びかけをして地域全体で子どもを見守ることが大事である。駅南側の亀岡小学校区では見守り活動をしていただいているので、コミュニティが構築されるまでは、周辺地域の見守り隊にも協力を依頼していきたい。

関職務代理者 一体としたまちづくりは一つの学校区にすることで様々な面で進めやすくなると思う。現在の町名では余部町、

追分町、保津町であるが、各自治会から一つの小学校区にすることに了承は得られたのか。今後、自治会がどうなるのか見通しはあるのか。

教育総務課長

亀岡地区東部・中部・西部の自治会長に、亀岡中学校ブロック協議会の委員として出席いただいている。校区を1つにすることについての異論はなかった。今後の自治会組織に関しては、例えば駅北1丁目・2丁目など新しい自治会が作られるのではないかと思う。亀岡地区の3つのいずれかに属されるかどうかは不明である。

江口委員

自由通路を実際に朝に確認してきたが、子どもが通学することに特に違和感はなかった。ただ、切符売場やコンビニ付近は人が停滞するので、そこへの配慮は必要かと思う。また、駅周辺のロータリーは送迎の車が多く、ポイントポイントでの見守りをしていく必要がある。スタジアムの利用者に関しては、下校時に配慮が必要となるため、亀岡小学校と連携した対応が発生してくると考える。

福島委員

自由通路と周辺を歩いて確認してきたが、予想しているほどの混雑はなかったので、通学路とすることについてはよいと思う。ただ、アンダーパスが完成すれば、駅の近くに住む子どももアンダーパスを使うのか、自由通路を固定の通学路とするのかどうか。また、スタジアムが利用される時に、中学生の下校時間と重なることが予想される。その場合、他のルートを使った通学も可能であるのか。

学校教育課長

アンダーパスができれば、自転車などの通行状況なども確認し、通学路にすることは検討していきたい。学校と協議する中で、区域の東側に住む中学生であれば、保津橋を使うルートも可能である。また、授業日、特に土曜日に登校する場合は、スタジアム使用日と極力重ならないように学校と調整していきたい。

北村委員

児童数の推移は緩やかになっても、現状より児童数は増え、ぎりぎりになる可能性もあるので、教員や教室の実態に配慮はしてほしい。また、どこにどういう見守りが必要なのか不確定要素が多く、地域コミュニティも当然ないので、その場合、学校や教育委員会が安全性を担保していく必要がある。

今回の場合、観点の1番目に挙げられている一体としたまちづくりは重要であると考え。いろいろな地域から来られて新しい地域コミュニティが形成されるので、教

育委員会として社会教育の領域で関与していくこともぜひ検討してほしい。

末 永 委 員

子どものことを第一に考え、校舎のスペースと通学路は検討しなければならない重要な事項であり、それがクリアできるなら一体としたまちづくりの観点で考えていくことがよいと思う。スタジアムを中心に駅北地区に住宅地ができることは、亀岡市を活性化させる一つの起爆剤になり得るし、スタジアムを核とした駅北と駅南を含めたまちづくりになっていくと考える。まちづくりに子どもたちが関係ないというわけではなく、これから担う地域の一員として、子どもたちの帰属意識という感覚が必要になってくる。例えば、大人と一緒に亀岡祭に参加したり、地域で新しい行事を作ったりしていく中で、知らないうちに自分がこういう所でこういう風に育ったのだという感覚を持つことにつながっていくと考えるときに、駅の北と南のまちが一体化されている方が合理性はあると考える。

東部地域の児童がつつじヶ丘小学校から亀岡小学校に校区変更した場合も想定されて校舎が対応できるということであれば、その観点からも原案どおりでよいと考える。

通学路についてはどこを選択しても絶対に安全ということはない。どの学校の通学路であっても常に安全対策の取組は努力していく必要がある。

教 育 部 長

この規則改正については、附則において「公布の日から施行する」としているが、冒頭に申し上げたとおり令和2年4月1日に施行する一部改正をさらに改正するものであるため、どの時期に公布するのが適切なの法務担当課と協議している。速やかに公布して周知を図ることが適切だと考えているが、公布日については調整させていただくことで御了承いただきたい。

第21号議案について、原案どおり承認した。

(6) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上